

公益社団法人犬山市シルバー人材センターゴールド会員運用規程

[令和3年3月29日]

改正 令和3年10月29日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人犬山市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第5条第1項に定める正会員のうち、加齢や健康状態等の諸事情によりシルバー事業による就業が困難となりながらも、多様な地域社会参加活動を通じて健康を維持し、生きがいの充実を希望する者に関して必要な事項を定め、社会参加活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ゴールド会員は、正会員のうち、次の各号に掲げる就業を行う権利を有しない者とする。

- (1) 定款第4条第1項第1号の事業による就業
- (2) 定款第4条第1項第3号の事業による就業
- (3) 定款第4条第1項第4号の事業による就業

2 一般会員は、正会員のうち、前項に定めるゴールド会員に該当しない者とする。

(資格)

第3条 ゴールド会員は、一般会員として2年以上在籍した実績があり、当該年度に前条第1項の各号に掲げる就業実績がない者であって、かつ次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正会員として在籍している者
- (2) 退会後3年以内に正会員として再入会した者

(登録)

第4条 ゴールド会員として登録しようとする者は、ゴールド会員登録申請書（様式第1号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第5条 ゴールド会員の会費は、公益社団法人犬山市シルバー人材センター会費規程（以下「会費規程」という。）の規定によるものとする。

(資格喪失)

第6条 ゴールド会員は、当該年度に第2条第1項の各号に掲げる就業を行うとき、その資格を喪失し、一般会員に移行する。

2 前項に該当する場合、ゴールド会員は、ゴールド会員取消申請書（様式第2号）を提出し、会費規程第2条第1項第1号に定める会費の不足分を支払わなければならない。

(権利義務)

第7条 ゴールド会員は、次に掲げる権利を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定時総会や臨時総会の出席と議決権
- (2) 第2条第2項に規定する就業以外のセンターで行う事業への参加
- (3) センターから要請された活動の協力

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月29日から施行する。

様式第1号

ゴールド会員登録申請書

令和 年 月 日

会員番号		会員氏名		
電話番号	自宅		携帯	
会員からのコメント				
センターからの連絡事項	<p>犬山市シルバー人材センター会員のみ申請可能です。                  ゴールド会員は、センターの正会員として2年以上在籍した実績のある現会員の方あるいは退会后3年以内の方が対象です。                  一般会員の方が年度途中でゴールド会員になることは可能です。                  ゴールド会員となった方が、年度途中で一般会員に戻って就業することも可能です。</p>			

様式第2号

## ゴールド会員取消申請書

令和 年 月 日

会員番号		会員氏名	
電話番号	自宅		携帯
会員からのコメント			
センターからの連絡事項	<p>犬山市シルバー人材センター会員のみ申請可能です。                      ゴールド会員となった方が、年度途中で一般会員に戻って就業することも可能です。                      年会費・シルバー保険料について、ゴールド会員との差額1,000円をお支払いいただきます。                      当該年度で既に年会費・シルバー保険料2,000円をお支払いの場合は、新たに納付する必要はありません。                      取消申請書の提出がなくても、就業した時点でゴールド会員から一般会員へ移行します。</p>		